

2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業割合は92.2%（前年92.9%）となっており、そのうち「一律に定めている」企業割合は98.8%（同98.9%）、「職種別に定めている」企業割合は1.0%（同1.0%）となっている（第13表）。

第13表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位：%)

年・企業規模・産業	全企業	定年制を定めている企業 ^{注)}				定年制を定めていない企業	
		一律に定めている	職種別に定めている	その他			
平成24年	100.0	92.2	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.8
23	100.0	92.9	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	7.1
22	100.0	93.1	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	6.9
21	100.0	91.8	(100.0)	(98.5)	(1.1)	(0.4)	8.2
20	100.0	94.4	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.5)	5.6
1,000人以上	100.0	99.3	(100.0)	(98.4)	(1.0)	(0.5)	0.7
300～999人	100.0	99.2	(100.0)	(98.1)	(1.4)	(0.4)	0.8
100～299人	100.0	97.6	(100.0)	(98.7)	(1.1)	(0.2)	2.4
30～99人	100.0	89.8	(100.0)	(98.9)	(1.0)	(0.2)	10.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	97.1	(100.0)	(97.8)	(2.2)	(-)	2.9
建設業	100.0	93.4	(100.0)	(98.2)	(1.7)	(0.1)	6.6
製造業	100.0	97.9	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.0)	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	(98.2)	(1.8)	(-)	-
情報通信業	100.0	98.2	(100.0)	(99.1)	(0.9)	(-)	1.8
運輸業、郵便業	100.0	94.3	(100.0)	(96.0)	(2.8)	(1.2)	5.7
卸売業、小売業	100.0	91.1	(100.0)	(98.7)	(1.2)	(0.1)	8.9
金融業、保険業	100.0	100.0	(100.0)	(99.0)	(0.2)	(0.8)	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	93.5	(100.0)	(95.8)	(3.0)	(1.2)	6.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	95.7	(100.0)	(99.4)	(0.3)	(0.3)	4.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	72.3	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	27.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	89.2	(100.0)	(99.8)	(0.2)	(-)	10.8
教育、学習支援業	100.0	88.4	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	11.6
医療、福祉	100.0	90.9	(100.0)	(97.4)	(2.3)	(0.2)	9.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	88.2	(100.0)	(98.0)	(1.8)	(0.1)	11.8

注：（ ）内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65 歳以上」を定年年齢とする企業割合は、14.5%（前年 14.0%）となっている。

企業規模別にみると、1,000 人以上が 3.9%（同 3.1%）、300～999 人が 4.9%（同 3.9%）、100～299 人が 8.5%（同 6.5%）、30～99 人が 17.6%（同 17.6%）となっている。産業別にみると、医療、福祉が 44.0%（同 35.6%）で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が 4.6%（同 5.1%）で最も低くなっている。（第 14 表）

第 14 表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	一律定年制 を定めて いる企業 ^{注)}	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上
平成24年	[98.8] 100.0	82.7	0.2	1.1	0.9	0.5	13.6	1.0	14.5
23	[98.9] 100.0	82.2	0.5	1.1	1.4	0.7	13.1	0.9	14.0
22	[98.7] 100.0	82.7	0.5	1.1	1.9	0.5	12.3	1.0	13.3
21	[98.5] 100.0	82.4	0.3	1.3	2.3	0.2	12.7	0.7	13.5
20	[98.4] 100.0	85.2	0.2	1.1	2.5	0.1	10.7	0.1	10.9
1,000人以上	[98.4] 100.0	93.4	0.6	0.5	1.5	0.1	3.8	0.1	3.9
300～999人	[98.1] 100.0	92.1	0.6	0.7	1.1	0.6	4.8	0.0	4.9
100～299人	[98.7] 100.0	88.2	0.6	1.3	0.8	0.6	8.4	0.1	8.5
30～99人	[98.9] 100.0	79.9	0.1	1.1	0.9	0.5	16.3	1.3	17.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[97.8] 100.0	91.7	1.4	-	2.3	-	4.6	-	4.6
建設業	[98.2] 100.0	85.2	-	1.2	0.9	0.9	11.0	0.9	11.9
製造業	[99.9] 100.0	88.6	0.1	0.9	1.2	0.1	8.7	0.3	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.2] 100.0	86.9	0.5	4.2	0.6	1.2	6.6	-	6.6
情報通信業	[99.1] 100.0	87.9	0.2	1.4	-	-	10.5	-	10.5
運輸業、郵便業	[96.0] 100.0	74.2	0.5	1.0	0.6	0.2	22.6	0.9	23.5
卸売業、小売業	[98.7] 100.0	87.7	0.1	0.6	0.2	0.1	10.7	0.5	11.2
金融業、保険業	[99.0] 100.0	89.8	1.1	1.2	0.8	-	7.1	-	7.1
不動産業、物品賃貸業	[95.8] 100.0	84.3	-	1.0	1.0	-	13.5	0.1	13.6
学術研究、専門・技術サービス業	[99.4] 100.0	77.8	0.4	4.0	2.0	3.1	12.7	-	12.7
宿泊業、飲食サービス業	[100.0] 100.0	69.2	-	2.9	0.5	1.5	22.5	3.4	25.9
生活関連サービス業、娯楽業	[99.8] 100.0	84.9	-	0.7	1.5	-	11.1	1.9	12.9
教育、学習支援業	[100.0] 100.0	83.8	-	-	1.2	-	14.9	-	14.9
医療、福祉	[97.4] 100.0	52.5	0.1	1.3	-	2.2	40.7	3.3	44.0
サービス業(他に分類されないもの)	[98.0] 100.0	69.8	1.3	0.7	2.3	1.7	20.9	3.3	24.3

注： []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

(3) 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.1%（前年93.2%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.7%（同98.0%）、300～999人が97.8%（同97.3%）、100～299人が96.2%（同97.7%）、30～99人が90.2%（同91.3%）となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が97.6%（同98.8%）で最も高く、医療、福祉が78.4%（同89.2%）で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は11.4%（同9.3%）、「再雇用制度のみ」の企業割合は71.6%（同73.2%）、「両制度併用」の企業割合は9.1%（同10.7%）となっている。（第15表）

第15表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

（単位：％）

年・企業規模・産業	一律定年制を定めている企業 ^{注)}		制度がある企業	制度がある企業			制度がない企業	(再掲) 制度がある	
				勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用		勤務延長制度(両制度併用を含む)	再雇用制度(両制度併用を含む)
平成24年	[98.8]	100.0	92.1	11.4	71.6	9.1	7.9	20.5	80.7
23	[98.9]	100.0	93.2	9.3	73.2	10.7	6.8	20.0	83.9
22	[98.7]	100.0	91.3	11.5	68.5	11.3	8.7	22.8	79.8
21	[98.5]	100.0	90.1	11.3	64.6	14.2	9.9	25.5	78.8
20	[98.4]	100.0	90.0	11.0	70.9	8.1	10.0	19.1	79.0
1,000人以上	[98.4]	100.0	97.7	4.3	87.6	5.9	2.3	10.2	93.5
300～999人	[98.1]	100.0	97.8	4.8	86.7	6.4	2.2	11.2	93.1
100～299人	[98.7]	100.0	96.2	8.2	80.6	7.4	3.8	15.6	88.0
30～99人	[98.9]	100.0	90.2	13.2	67.0	10.0	9.8	23.2	77.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[97.8]	100.0	95.4	2.3	84.9	8.3	4.6	10.6	93.1
建設業	[98.2]	100.0	92.8	7.3	76.9	8.6	7.2	15.9	85.5
製造業	[99.9]	100.0	95.5	10.3	76.3	8.8	4.5	19.1	85.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[98.2]	100.0	97.6	5.2	89.6	2.8	2.4	8.0	92.4
情報通信業	[99.1]	100.0	90.9	3.0	82.2	5.7	9.1	8.7	87.8
運輸業、郵便業	[96.0]	100.0	95.8	16.9	70.2	8.7	4.2	25.7	78.9
卸売業、小売業	[98.7]	100.0	91.9	11.1	71.7	9.0	8.1	20.1	80.7
金融業、保険業	[99.0]	100.0	94.0	2.4	86.7	4.9	6.0	7.4	91.6
不動産業、物品賃貸業	[95.8]	100.0	92.1	7.8	73.9	10.4	7.9	18.2	84.3
学術研究、専門・技術サービス業	[99.4]	100.0	90.7	8.5	73.4	8.9	9.3	17.4	82.2
宿泊業、飲食サービス業	[100.0]	100.0	80.3	12.4	55.0	12.9	19.7	25.4	67.9
生活関連サービス業、娯楽業	[99.8]	100.0	90.0	18.0	59.8	12.2	10.0	30.2	72.0
教育、学習支援業	[100.0]	100.0	87.4	13.4	69.2	4.9	12.6	18.2	74.1
医療、福祉	[97.4]	100.0	78.4	14.6	50.4	13.4	21.6	28.0	63.7
サービス業(他に分類されないもの)	[98.0]	100.0	91.5	14.9	68.3	8.4	8.5	23.3	76.7

注： []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で56.3%（前年56.2%）、再雇用制度がある企業で80.3%（同79.0%）となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「65歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で94.4%（同91.1%）、再雇用制度がある企業で93.6%（同92.4%）となっている。（第16表）

第16表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

(単位：%)

定年後の措置、 年・企業規模	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾		最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾³⁾					最高雇用 年齢を定めて いない企業	
			64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上			
勤務延長制度⁴⁾									
平成24年	[20.5]	100.0	56.3	(100.0)	(5.6)	(75.8)	(18.5)	(94.4)	43.7
23	[20.0]	100.0	56.2	(100.0)	(7.3)	(73.9)	(17.1)	(91.1)	43.8
22	[22.8]	100.0	55.8	(100.0)	(1.7)	(80.7)	(11.8)	(92.5)	44.2
21	[25.5]	100.0	50.9	(100.0)	(1.3)	(76.1)	(14.8)	(90.8)	49.1
20	[19.1]	100.0	50.8	(100.0)	(2.0)	(66.6)	(17.8)	(84.4)	49.2
1,000人以上	[10.2]	100.0	74.4	(100.0)	(10.3)	(80.9)	(8.8)	(89.7)	25.6
300～999人	[11.2]	100.0	68.8	(100.0)	(5.6)	(74.5)	(19.9)	(94.4)	31.2
100～299人	[15.6]	100.0	66.9	(100.0)	(6.3)	(76.5)	(17.2)	(93.7)	33.1
30～99人	[23.2]	100.0	53.4	(100.0)	(5.4)	(75.6)	(19.0)	(94.6)	46.6
再雇用制度⁴⁾									
平成24年	[80.7]	100.0	80.3	(100.0)	(6.4)	(88.3)	(5.2)	(93.6)	19.7
23	[83.9]	100.0	79.0	(100.0)	(7.0)	(87.4)	(5.0)	(92.4)	21.0
22	[79.8]	100.0	77.1	(100.0)	(2.1)	(87.8)	(4.0)	(91.8)	22.9
21	[78.8]	100.0	73.6	(100.0)	(3.4)	(83.1)	(4.5)	(87.6)	26.4
20	[79.0]	100.0	75.3	(100.0)	(4.1)	(84.8)	(3.4)	(88.1)	24.7
1,000人以上	[93.5]	100.0	92.4	(100.0)	(5.8)	(91.8)	(2.4)	(94.2)	7.6
300～999人	[93.1]	100.0	91.2	(100.0)	(7.5)	(89.5)	(3.0)	(92.5)	8.8
100～299人	[88.0]	100.0	85.4	(100.0)	(7.7)	(87.8)	(4.5)	(92.3)	14.6
30～99人	[77.0]	100.0	76.8	(100.0)	(5.8)	(88.2)	(6.0)	(94.2)	23.2

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業割合である。
2) 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成20年～23年には「63歳」を最高雇用年齢とする企業を含む。
3) ()内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。
4) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

ウ 勤務延長制度及び再雇用制度の適用対象者の範囲

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業について、勤務延長制度、再雇用制度が適用される対象者の範囲をみると、勤務延長制度がある企業は、「原則として希望者全員」とする企業割合が最も多く、49.1%（前年52.3%）となっている。再雇用制度がある企業は、「基準に適合する者全員」とする企業割合が最も多く、57.5%（同55.6%）となっている。（第17表）

第17表 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲別企業割合

(単位：%)

年・企業規模	勤務延長制度 ¹⁾				再雇用制度 ¹⁾					
	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ²⁾	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ²⁾	原則とし て希望者 全員	基準に適 合する者 全員	その他		
平成24年	[20.5]	100.0	49.1	46.6	4.3	[80.7]	100.0	39.9	57.5	2.6
23	[20.0]	100.0	52.3	43.7	4.1	[83.9]	100.0	41.1	55.6	3.2
22	[22.8]	100.0	57.5	37.8	4.7	[79.8]	100.0	42.3	54.7	3.1
21	[25.5]	100.0	56.6	35.5	7.8	[78.8]	100.0	44.0	49.9	6.2
20	[19.1]	100.0	58.7	33.5	7.8	[79.0]	100.0	43.3	51.2	5.5
1,000人以上	[10.2]	100.0	45.9	45.6	8.5	[93.5]	100.0	25.2	73.1	1.7
300～999人	[11.2]	100.0	41.7	49.2	9.1	[93.1]	100.0	23.7	73.7	2.5
100～299人	[15.6]	100.0	56.6	36.7	6.7	[88.0]	100.0	33.3	63.2	3.6
30～99人	[23.2]	100.0	48.0	48.5	3.5	[77.0]	100.0	44.6	53.1	2.4

注：1) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。
2) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業割合である。